

保険検査マニュアル(償却・引当に関する検査について)(別表) 新旧対照表

(別紙2-b)

(改定前)				(改定後)			
項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考	項目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備考
1. 貸倒引当金	<p>貸倒引当金は、少なくとも債権(貸付金及び貸付金に準ずる債権)を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積り計上する。</p> <p>ただし、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして貸倒引当金の対象とはしないこととする。</p> <p>また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、</p>	<p>貸倒引当金の算定に関する検証に当たっては、原則として信用格付を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検証する。</p> <p>次に、被検査保険会社の信用リスクの程度にかんがみ、貸倒引当金の総額が十分な水準となっているかを検証する。</p> <p>なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合には、貸倒引当金の総額と信用リスク</p>	<p>(注) 左記の「被管理金融機関」とは、預金保険法附則第16条第2項の認定が行われた金融機関をいう。</p>	1. 貸倒引当金	<p>貸倒引当金は、少なくとも債権(貸付金及び貸付金に準ずる債権)を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積り計上する。</p> <p>ただし、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして貸倒引当金の対象とはしないこととする。</p> <p>また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、</p>	<p>貸倒引当金の算定に関する検証に当たっては、原則として信用格付を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検証する。</p> <p>次に、被検査保険会社の信用リスクの程度にかんがみ、貸倒引当金の総額が十分な水準となっているかを検証する。</p> <p>なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合には、貸倒引当金の総額と信用リスク</p>	<p>(注) 左記の「被管理金融機関」とは、預金保険法附則第16条第2項の認定が行われた金融機関をいう。</p>

(改定前)			(改定後)		
<p>自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。</p> <p>プロジェクト・ファイナンスの債権は、当該債権の回収の危険性の度合いに応じて、予想損失額を合理的に見積り計上する。</p> <p>資産等の流動化に係る債権については、当該スキームに内在するリスクを適切に勘案した上で、損失額を合理的に見積り計上する。</p>	<p>の計量化等によって導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を比較し、その特性を踏まえた上で貸倒引当金総額の水準の充分性を確認しているか検証する。</p> <p>特に、プロジェクト・ファイナンスの債権に係る償却・引当の算定においては、貸倒実績がないことをもって、引当を行わない理由としていないかを検証する。</p>	<p>(追加)</p>	<p>自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。</p> <p>プロジェクト・ファイナンスの債権は、当該債権の回収の危険性の度合いに応じて、予想損失額を合理的に見積り計上する。</p> <p>資産等の流動化に係る債権については、当該スキームに内在するリスクを適切に勘案した上で、損失額を合理的に見積り計上する。</p>	<p>の計量化等によって導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を比較し、その特性を踏まえた上で貸倒引当金総額の水準の充分性を確認しているか検証する。</p> <p>特に、プロジェクト・ファイナンスの債権に係る償却・引当の算定においては、貸倒実績がないことをもって、引当を行わない理由としていないかを検証する。</p>	<p>(注) 自己査定に</p>

(改定前)				(改定後)			
							<p> 関する検査につ いて(別表)1. (3)の(注) の十分な資本的 性質が認められ る借入金(「金融 検査マニュアル 別冊[中小企業 融資編]」の資本 的劣後ローン (准資本型)を 含む)及び「金融 検査マニュアル 別冊[中小企業 融資編]」の資本 的劣後ローン (早期経営改善 特例型)に対す る貸倒引当の算 定方法について は、その特性を 勘案し、例えば </p>

(改定前)				(改定後)			
(1) 一般貸倒引当金	(略)	(略)		(1) 一般貸倒引当金	(略)	(略)	市場価格のない株式の評価方法を踏まえて算出する等、会計ルールに基づいた適切な引当を行うこととする。
① (略)	(略)	(略)		① (略)	(略)	(略)	
② 要注意先に対する債権に係る貸倒引当	要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ること	要注意先に対する債権に係る貸倒引当金に基づき、償却・引当基準に基づき、要注意先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後		② 要注意先に対する債権に係る貸倒引当	要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ること	要注意先に対する債権に係る貸倒引当金に基づき、償却・引当基準に基づき、要注意先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後	

(改定前)				(改定後)			
金	<p>が基本である。ただし、要管理先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分ごとに合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積もっていただければ妥当なものと認められる。</p> <p>例えば、要管理先に対する債権について平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積り、それ以外の先に対する債権について平均残存期間又は今後1年間の予想損失額を見積っている場合は、妥当なものと認められる。</p> <p>予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒</p>	<p>の一定期間又は要管理先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分ごとに合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。</p> <p>また、信用リスクの程度に応じた区分ごとに今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、予想損失額の算定が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>なお、要管理先に対する債権について今後3年間の予想損失額を、それ以外の先に対する債権について今後1年間</p>	<p>注)「要管理先に対する債権」とは、要管理先である債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権をいう。</p> <p>以下同じ。</p>	金	<p>が基本である。ただし、要管理先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分ごとに合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積もっていただければ妥当なものと認められる。</p> <p>例えば、要管理先に対する債権について平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積り、それ以外の先に対する債権について平均残存期間又は今後1年間の予想損失額を見積っている場合は、妥当なものと認められる。</p> <p>予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒</p>	<p>の一定期間又は要管理先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分ごとに合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。</p> <p>また、信用リスクの程度に応じた区分ごとに今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、予想損失額の算定が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>なお、要管理先に対する債権について今後3年間の予想損失額を、それ以外の先に対する債権について今後1年間</p>	<p>注)「要管理先に対する債権」とは、要管理先である債務者に対する全ての債権(要管理債権でない債権を含む)をいう。以下同じ。</p>

(改定前)				(改定後)			
	実績率又は倒産確率の 平均値(今後の一定期間 に対応する過去の一定 期間における累積の貸 倒実績率又は倒産確率 の3期間の平均値)に基 づき、過去の損失率の実 績を算出し、これに将来 の損失発生見込に係る 必要な修正を行い、予想 損失率を求め、要注意先 に対する債権に予想損 失率を乗じて算定する。	の予想損失額を見積っ ている場合には、平均残 存期間に対応する今後 の一定期間の合理性の 検証を省略して差し支 えない。			実績率又は倒産確率の 平均値(今後の一定期間 に対応する過去の一定 期間における累積の貸 倒実績率又は倒産確率 の3期間の平均値)に基 づき、過去の損失率の実 績を算出し、これに将来 の損失発生見込に係る 必要な修正を行い、予想 損失率を求め、要注意先 に対する債権に予想損 失率を乗じて算定する。	の予想損失額を見積っ ている場合には、平均残 存期間に対応する今後 の一定期間の合理性の 検証を省略して差し支 えない。	
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)